

○公害防止条例施行規則に基づく騒音規制の適用基準別地域指定

平成七年十月一日

宮城県告示第千四十三号

改正 平成一〇年一〇月九日告示第一〇五〇号

平成一五年三月三十一日告示第三一三号

平成一七年三月三十一日告示第三七二号

平成二二年二月五日告示第一〇三号

平成二五年六月二一日告示第五三八号

平成二六年一二月九日告示第九九六号

令和二年二月一八日告示第一〇八号

公害防止条例施行規則（平成七年宮城県規則第七十九号）別表第二第四号の表の備考三ただし書の規定による同表に定める区域に相当する区域を次のとおり定め、昭和五十二年宮城県告示第九百十九号（公害防止条例施行規則に基づく騒音規制の適用基準別地域指定）は、廃止する。

なお、関係図面は、関係市役所、関係町村役場、関係保健所及び宮城県庁（環境生活部環境対策課）において縦覧に供する。

一 第三種区域に相当する区域

登米市 迫町新田字寺志田百三十七番地の三、百四十四番地の一から四まで

迫町新田字日向九十五番地から百三番地まで、百七番地、百八番地

迫町新田字下十五丸七十八番地の一、七十八番地の二、七十八番地の五

豊里町赤生津字本地小口前百三十番地、百三十七番地から百四十二番地まで、百五十五番地から二百十三番地まで

豊里町赤生津字本地平林百十一番地の一から六まで

南方町字長者原百七十四番地の四、百七十五番地の一の一部、百七十六番地の一、百七十七番地の一、百七十八番地から百八十番地まで、百八十番地の一、百八十一番地、百八十三番地

津山町柳津字新形沼九十八番地の一、九十九番地から百八番地まで、百十三番地の一、百十四番地から百二十三番地まで、百二十四番地の一、百三十四番地の二、百三十六番地の一、百三十六番地の二、百三十七番地から百四十四番地まで、百四十五番地の一、百四十六番地の一、百四十七番地の一、百四十八番地の一、百四十九番地の一、百五十番地の一、百五十一番地から百五十九番地まで、百六十番地の

一、百六十八番地の一、百六十九番地の一、百七十番地から百七十二番地まで、百七十五番地から百七十九番地まで、百八十番地の一、百八十一番地の一、百八十二番地の一、百八十八番地から百九十一番地まで、百九十四番地、二百一番地、二百二番地、二百六番地から二百十番地まで、二百十四番地

津山町柳津字小麻二十二番地から二十六番地まで、二十七番地の一、六十五番地の一、六十六番地から九十三番地まで、百十八番地の一、百十九番地から百三十四番地まで、百三十五番地の一

栗原市 若柳武鎗字大久保沢二十一番地の三、二十二番地の一、二十五番地の二、三十三番地、三十六番地の一、五十四番地、百三十一番地

若柳武鎗字町館百四十四番地の三、百五十一番地、百五十三番地の四

若柳武鎗字生江沢一番地の三、五十番地、七十六番地、七十八番地、八十四番地の五、九十一番地の四、九十一番地の十九、九十一番地の五十、九十一番地の百二十五

瀬峰八幡前四十五番地の一、四十六番地の一、四十七番地の一、六十七番地から六十九番地まで、七十番地の一、七十一番地、七十二番地の一から三まで、七十三番地から七十六番地まで、七十七番地の一、七十七番地の二、百十二番地の一、百十二番地の二、百十三番地から百二十一番地まで、百二十二番地の一、百五十三番地の一、百五十四番地から百五十八番地まで

瀬峰新田沢十二番地の一、十五番地の二、十九番地、二十番地の一、二十一番地、二十四番地、二十五番地の二、三十番地の十三、三十番地の十五、四十五番地、四十六番地、四十七番地の二から五まで、四十八番地の一、四十八番地の七、五十番地の一、五十一番地の二、百二十六番地の一、二百三十九番地

金成姉齒銭神沢二十番地、二十番地の一から四まで

金成沢辺前門沢百二十七番地、百二十七番地の一、百二十七番地の二

刈田郡 宮字海道東堀添十四番地の二、十四番地の四、三十番地の九、三十番地の十四、蔵王町 三十番地の十七、三十六番地の三、四十二番地の四、四十二番地の五、五十四番地の三から五まで、百番地の三十六

宮字古川六番地の一、十二番地の四から六まで、三十一番地

宮字南川添一番地の一、十番地の三、十番地の五、十番地の六、十八番地の五、十九番地の一、三十一番地、四十四番地の六

伊具郡 字平百八番地の三、百八番地の十六、百八番地の十七、百十八番地の一、百十九

丸森町 番地、百二十二番地

字寺内前五十一番地の一、五十一番地の三十七から四十一まで、五十一番地の四十三から四十五まで、七十九番地の一、八十三番地の一、八十三番地の二、八十三番地の五、八十三番地の七、九十番地、九十六番地の一、九十七番地

亘理郡 逢隈高屋字棚子一番地の一から四まで、二番地の一から五まで、三番地、四番地

亘理町 一、四番地の三、八番地の一、八番地の二、九番地の一、九番地の二、九番地の四、九番地の五、十番地の一、十一番地の一、十三番地の一、十四番地の一、十五番地、十六番地の一、十七番地の一、二十番地の一、二十一番地の一、二十二番地の一、二十三番地の一、二十四番地の一、二十五番地の一、二十五番地の二、二十六番地の一、二十七番地の一、二十八番地の一、二十九番地の一、三十番地の一、三十一番地の一、三十二番地の一、三十四番地の一、三十四番地の二、三十五番地の一、三十五番地の二、三十六番地の一、三十六番地の二、三十七番地の一から三まで、三十八番地の一、三十八番地の三、三十九番地の一、三十九番地の二、四十番地の一、四十番地の三から五まで、四十一番地の一から五まで、四十二番地の一から五まで、四十三番地の一から三まで、四十四番地の一から五まで、四十五番地の一、四十六番地の一、四十六番地の二、四十七番地の一、四十八番地の一、四十九番地の一、五十番地の一、五十番地の二、五十一番地の一、五十二番地の二、五十三番地の一、五十四番地の一、五十五番地の一、五十六番地の一、五十七番地の一から三まで、五十八番地から七十番地まで、七十一番地の一、七十一番地の三、七十一番地の五、七十二番地の一から五まで、七十三番地の一から四まで、七十四番地の一から五まで、七十五番地の一から四まで、七十六番地の一から四まで

逢隈高屋字堂田一番地の一、二番地の一、三番地の一、五番地の一、七番地の一、八番地の一、九番地の一、十番地の一、十一番地の一、十二番地の一、十三番地の一、十三番地の二、十六番地から三十二番地まで、三十四番地、三十六番地から三十八番地まで、四十番地、百八十九番地、百九十一番地の一、百九十二番地、百九十三番地の一

字江下百八十三番地の一、百九十一番地

宮城郡 加瀬字新河原十五番地の二、三十番地から三十二番地まで、三十三番地の一、五

利府町 十四番地の一、五十四番地の二、五十七番地から五十九番地まで

加瀬字新藤倉六十番地の一、六十一番地の一、六十二番地、六十三番地の一、六十四番地の一、六十五番地の一、六十六番地の一、六十七番地の一、六十八番地の

一、六十九番地の一、七十番地の一、七十一番地の一、七十二番地の一、七十三番地の一、七十四番地の一、七十五番地の一、七十六番地の一、七十七番地の一、七十八番地の一、七十九番地の一、八十番地の一、八十一番地の一、八十二番地の一、八十三番地の一、八十四番地の一、八十五番地の一、八十六番地、八十七番地の一、八十八番地の一、八十九番地の三、九十一番地、九十二番地の一、九十五番地、九十七番地の一、九十八番地の一、九十九番地の一、百一番地の二

加瀬字新赤堰五十一番地の一、五十二番地の一、五十三番地の一、五十四番地の一、五十六番地の一、五十八番地の一、五十九番地の一、六十番地の一、六十一番地の一、六十二番地の一、六十三番地の一、六十四番地の一、六十五番地の一、六十六番地の一、六十七番地の一、六十八番地の一、六十九番地の一、七十番地の一、七十一番地

加瀬字新赤糯田一番地の一、三番地の一、七番地、九番地から十三番地まで、十五番地の一、十六番地、十七番地、十八番地の一、十九番地の一、二十一番地の一、二十二番地の一、二十四番地の一、二十六番地、二十七番地の一、二十九番地の一、三十一番地の一、三十三番地の一、三十五番地の一、三十八番地の一、四十番地の一、四十二番地の一、四十三番地、四十四番地の一、四十六番地の一

加瀬字新大友一番地の一、三番地の一、三番地の四、四番地の一、五番地の一、五番地の四、六番地の一、八番地の一、九番地の一、十番地の一、十一番地の一、十四番地の一、十五番地の一、十六番地、十六番地の一、十七番地の一、百四十五番地の一

黒川郡 川内字中峠山三十一番地の一、三十一番地の五、三十一番地の七から九まで、三大郷町 十一番地の十五から十八まで、三十二番地の二、四十一番地、四十二番地の一から三まで、四十三番地、四十三番地の一から四まで、四十四番地から四十八番地まで、四十九番地の一から三まで、五十番地、六十二番地の一から六まで

川内字池上十三番地から十九番地まで

川内字清水畑十番地の三、十番地の四、十一番地の一、十一番地の四、十三番地、十五番地の二、十五番地の三、十六番地の二、十六番地の三、二十番地、二十一番地の一、二十四番地の一、二十六番地、二十七番地の一、二十七番地の二

川内字中結田一番地から七番地まで、二十二番地から二十七番地まで

川内字南清水前五番地の二、十五番地の三、十五番地の七、十六番地の一

川内字中別所八番地から十番地まで

川内字上結田十五番地から二十三番地まで

黒川郡 大衡字亀岡五番地の一、五番地の二

大衡村 大衡字五反田四番地の二十三

大衡字北原三番地の一、三番地の三、三番地の七、六番地の一、六番地の三から五まで、二十九番地、三十番地の一から五まで、三十一番地

大爪字沓掛七十番地、七十番地の二から四まで

大衡字尾西百五番地の一、百三十五番地、百三十六番地の一、百三十六番地の二、百三十七番地の一、百三十八番地から百四十番地まで、百四十二番地、百四十三番地、百四十四番地の一、百四十五番地から百五十番地まで

大衡字楓木百二十六番地の十一

大衡字座府七十五番地の十四

大衡字河原六十番地の一、六十番地の二、百六十八番地の一

大衡字待井沢三十番地の一、三十番地の六、三十番地の七、六十一番地の二から五まで、六十三番地の六、六十三番地の七

大衡字萱刈場百四十二番地から百四十四番地まで、百四十五番地の二、百七十一番地の一、百七十一番地の二、百七十二番地の二、百七十二番地の四、百七十七番地の一

大衡字赤坂三番地の一から八まで

駒場字彦右エ門橋三番地の十五、三番地の六十、三番地の九十八、三番地の百二、三番地の二百四十四、百五十八番地

駒場字下北沢三番地の二、四番地、九番地の七、九番地の九

加美郡 字木伏二十番地の二、二十一番地の二、二十二番地の一、二十三番地の一、二十

加美町 四番地から二十七番地まで、二十八番地の一、二十九番地の一、三十番地の一、三十一番地の一、五十四番地の一、六十番地、六十三番地の一、六十四番地から六十九番地まで、七十番地の一、七十番地の二、七十一番地から七十六番地まで、八十六番地の一、百五番地の三、二百八十七番地から二百八十九番地まで

字新木伏一番地、一番地の一、二番地から七番地まで、七番地の一、八番地から十四番地まで、十四番地の一、十五番地、十五番地の一、十六番地から二十一番地まで、二十一番地の一、二十二番地から三十五番地まで、三十六番地の二、三十七番地、三十八番地、三十八番地の一から三十八番地の三まで、三十九番地、三十九番地の一、三十九番地の二、四十番地、四十一番地、四十一番地の一、四十二番地、

四十二番地の一、四十三番地、四十四番地、四十四番地の一、四十五番地から五十八番地まで、五十九番地の一、六十番地から六十二番地まで、六十三番地の一、六十四番地の一、六十五番地の一、六十六番地、六十六番地の一、六十七番地の一、六十八番地の一、六十九番地の一、七十番地、七十番地の一、七十一番地から七十四番地まで、七十四番地の一、七十五番地から七十七番地まで、七十七番地の一、七十八番地から八十一番地まで、八十二番地の一、八十三番地から八十八番地まで、八十九番地の一、九十番地の一

字新川原百二番地の一、百三番地の一、百三番地の二、百四番地の一、百四番地の二、百五番地から百十番地まで、百十一番地の一、百十一番地の二、百十二番地から百十八番地まで、百十八番地の一、百十九番地から百三十一番地まで、百三十二番地の一、百三十二番地の二、百三十六番地から百四十四番地まで、百四十五番地の一、百四十七番地の一、百四十八番地の一、百四十九番地の一、百五十番地の一、百五十一番地の一、百五十二番地の一、百五十三番地の一、百五十四番地、百五十五番地、百五十八番地の一、百五十九番地の一

羽黒字黒松一番地の一から一番地の三まで、一番地の十一、一番地の二十一、四十三番地、四十四番地の一、四十四番地の二、四十五番地から五十五番地まで、五十六番地の二、五十七番地から五十九番地まで

羽黒字北原二番地、百十九番地

羽場字西沢奴加利三番地の四

字雁原二十七番地の一、四十三番地の五、四十四番地の一、五十三番地の一、五十四番地の一、五十五番地の一、五十六番地の一、五十七番地の一、五十八番地の一、七十五番地から八十番地まで、八十一番地の一、八十五番地の一、九十番地の二、百六十六番地の二、百六十七番地、百七十二番地の一から百七十二番地の五まで、百七十六番地の一、百七十七番地から百八十一番地まで、百九十六番地から二百一番地まで、二百六番地の一、二百十一番地の二、二百七十番地の二、二百七十一番地、二百八十番地から二百八十五番地まで、二百九十八番地から三百三番地まで、三百八番地の一、三百十三番地の二、三百二十五番地、三百五十八番地の二、三百五十九番地、三百六十八番地から三百七十三番地まで、三百八十二番地から三百八十七番地まで、三百九十二番地の一、三百九十三番地から三百九十六番地まで、三百九十七番地の二、四百二十九番地の二、四百三十番地、四百三十九番地から四百四十四番地まで、四百五十一番地から四百五十六番地まで、四百六十一番地の一、

四百六十六番地の二、四百八十四番地の二、四百八十五番地、四百九十四番地、四百九十五番地、四百九十六番地の一、四百九十七番地から五百五番地まで、五百七番地の二、五百十番地の一、五百十五番地の二、五百十九番地の二、五百二十番地の一、五百二十番地の三、五百二十番地の四、五百二十五番地、五百二十六番地の二、五百二十九番地、五百三十番地、五百三十七番地、五百四十番地、五百四十六番地の三、五百四十八番地、五百四十九番地、五百五十九番地、五百六十番地、五百七十五番地の三、五百七十六番地の三、五百七十七番地から五百八十三番地まで、五百九十番地から六百十一番地まで、六百十二番地の一、六百十二番地の二、六百十三番地の一、六百十三番地の二、六百十四番地の一、六百十四番地の二、六百十五番地の一、六百十五番地の二、六百十六番地から六百三十七番地まで、六百四十番地、六百四十一番地、六百六十番地から六百六十四番地まで、六百六十五番地の一、六百六十五番地の三

下狼塚字田中百七十七番地から百八十一番地まで、二百四十三番地から二百四十七番地まで、二百四十八番地の一、二百五十一番地から二百五十六番地まで、二百八十九番地から二百九十六番地まで

## 二 第四種区域に相当する区域

- 栗原市 高清水大沢三番三、三番九  
高清水西中里十二番五、十二番六、十二番九から十一まで
- 大崎市 鳴子温泉鬼首字荒雄岳二番一、二番二、二番五、二番七、二番八、二番九、二番十一、二番十二、二番十四
- 柴田郡村田町 村田字西ケ丘一番地の一から三まで、二番地、三番地の一、三番地の三から八まで、四番地、五番地の一から三まで、六番地から八番地まで、九番地の一から二まで、十番地、十一番地、十二番地の一、十二番地の二、十三番地、十四番地の一から十まで、十五番地から十八番地まで、十九番地の一、十九番地の二、二十番地、二十一番地、二十二番地の一から三まで、二十三番地、二十三番地の四、二十三番地の五、二十四番地、二十五番地の一、二十五番地の二、二十六番地、二十七番地、二十八番地、二十九番地の一、二十九番地の二、三十番地、三十一番地の一から七まで、三十二番地から三十四番地まで、三十五番地の一、三十五番地の二、三十六番地から四十三番地まで、四十五番地から四十九番地まで
- 宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜字前島一番地、一番地の一、二番地  
代ヶ崎浜字影田十八番地の一

吉田浜字神明二十八番地の一、二十八番地の三、三十五番地の十三  
黒川郡大 大瓜字寺前九番地の一、九番地の二、九番地の四、九番地の五、十番地の一、  
衡村 十番地の七から九まで、百五番地の二から四まで、百十一番地の六  
大瓜字小沼田六十二番地の一  
大瓜字青木六十九番地の三、七十九番地の六、七十九番地の八、八十三番地の  
二、九十三番地から九十七番地まで  
大瓜字中山四十五番地の百五十一、四十五番地の百五十三から百五十九まで  
大瓜字土橋十七番地の十五、十七番地の二十六  
大瓜字東沢五十一番地の一、五十一番地の二  
沖の平一番地、二番地の一、二番地の二、三番地の一、三番地の二、四番地、  
七番地から十一番地まで、十三番地の一、十三番地の二、十四番地の一から三ま  
で

改正文（平成一〇年告示第一〇五〇号）抄  
平成十年十一月一日から施行する。

改正文（平成一五年告示第三一三号）抄  
平成十五年四月一日から施行する。

改正文（平成一七年告示第三七二号）抄  
平成十七年四月一日から施行する。

改正文（平成二二年告示第一〇三号）抄  
平成二十二年二月五日から施行する。

改正文（平成二五年告示第五三八号）抄  
平成二十五年六月二十一日から施行し、同年五月十七日から適用する。

改正文（平成二六年告示第九九六号）抄  
平成二十六年十二月九日から施行する。

改正文（令和二年告示第一〇八号）抄  
令和二年二月十八日から施行する。